

令和 7 年 9 月 1 8 日

第 3 回 定 例 会 議 案

(別 冊 5)

厚 真 町 議 会

意見書案第 1 号

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

上記の意見書案を別紙のとおり、厚真町議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出する。

令和 7 年 9 月 18 日提出

提出者	厚真町議会議員	橋 本 豊
賛成者	同 上	折 坂 泰 宏
	同 上	吉 岡 茂 樹
	同 上	高 田 芳 和
	同 上	寺 坂 康 生

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

北海道は、豊かな自然、広大な大地、冷涼な気候などの特性と豊富な再生可能エネルギーをはじめ、我が国最大の供給力を有する農林水産物、自然や文化を生かした魅力的で質の高い観光資源といった数多くのポテンシャルを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など、多くの課題を抱えている。

こうした課題を解消し、人流・物流の効率化による生産性向上及び国際競争力の強化や、激甚化・頻発化する大規模災害に備えた強靱な地域づくりを進めるためにも、本道の骨格を形成する高規格道路から身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進するとともに、積雪寒冷地である本道では、安定的した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要である。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、必要な道路整備や除排雪を含む維持管理を長期安定的に進めるための予算を確保することが重要である。

よって、国においては、切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害への対応のほか、令和6年能登半島地震の教訓なども踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策、除排雪の充実確保など国土強靱化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 山積する道路整備の課題に対応しながら計画的かつ長期安定的な道路整備や維持管理が進められるよう、必要な予算を確保すること。
- 2 第1次国土強靱化実施中期計画に基づく橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策や無電柱化などを着実に進めるために、今後の資材価格・人件費高騰等の影響を適切に反映した必要な予算・財源を確保すること。
- 3 人流、物流の活性化による生産性向上に向けた高規格道路のミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。
- 4 令和7年度より舗装補修の対象範囲が拡充された緊急自然災害防止対策事業債の延長を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。
- 5 冬期における安全な道路交通の確保、通学路などの交通安全対策の推進など、地域の暮らしを支える道路整備や除排雪を含む道路維持の充実が図られるよう必要な予算を確保すること。
- 6 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。
- 7 維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、都市公園、簡易水道、公共下水道、公営住宅など公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。
- 8 日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。

- 9 準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、「流域治水」の取組に必要な財政支援を更に強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

令和 7 年 9 月 1 8 日

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣
国土強靱化担当大臣

意見書案第 2 号

過疎対策の積極的推進のための意見書

上記の意見書案を別紙のとおり、厚真町議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出する。

令和 7 年 9 月 18 日提出

提出者	厚真町議会議員	三 國 和 江
賛成者	同 上	伊 藤 富志夫
	同 上	吉 岡 茂 樹
	同 上	高 田 芳 和
	同 上	橋 本 豊

過疎対策の積極的推進のための意見書

過疎対策については、昭和45年に制定された「過疎地域対策緊急措置法」以来、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げてきたところである。

しかしながら、人口減少や少子高齢化が急速に進んでいる過疎地域では多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、このままでは地域を維持できなくなるような危機的な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を機に、テレワーク等の普及により地方への移住が注目され、過疎地域が再評価されるなど、国全体に対して過疎地域が果たしている役割は大きい。今後、国民のライフスタイルが多様化する中、過疎地域と都市部との新たな交流が生み出され、過疎地域がそこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものである。

引き続き「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」のもと、過疎地域に指定された市町村等に対する総合的かつ積極的な支援を行い、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

よって、次の事項について特段の配慮を要請する。

記

- 1 過疎市町村の財政基盤の確立
- 2 地方創生と人口減少の克服
- 3 住民が安心・安全に暮らせる生活基盤の確立
- 4 過疎地域のデジタル化の推進とインフラの整備
- 5 地域資源を活用した産業の振興と雇用の創出
- 6 集落対策の促進と地域の活性化

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和7年9月18日

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
農林水産大臣